

平成 2 1 年度 第 1 回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成 2 1 年 6 月 1 6 日（火）午後 2 時 0 0 分～

会議場所：石狩市庁舎 5 階 第 1 委員会室

出席者：堂柿会長、酒井委員、住谷委員、田村委員、米林委員、石川委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：阿部都市開発課長、桜庭都市開発課主査、萩原都市開発課主査、
吉田都市開発課主任

傍聴者：なし

<事務局長> 南 部長

ご苦労さまです。

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席を戴きまして、誠にありがとうございます。

本日は、田中委員、矢本委員、宮原委員、吉田委員から欠席の申し出がありましたので
ご報告いたします。

<事務局長>

本日の案件は、事前説明案件といたしまして、昨年 1 2 月 2 日開催の第 3 回都市計画審議会において、その他案件でご説明させていただきました「札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と変更」と、「札幌圏都市計画区域区分の変更」に関して、現在までの状況についてご報告させていただきますので、宜しくお願い致します。

また、前回の審議会において、「傍聴者からの感想意見の提出」が無かった事をご報告いたします。

それでは会長、宜しくお願い致します。

< 堂柿会長 >

それでは、只今から「平成 21 年度第 1 回石狩市都市計画審議会」を開催いたします。

本日の議題は、事前説明案件として、お手元にごございます資料の 、 、省略させていただきますが、の 2 案件となっております。

いずれも北海道決定の案件ですけれど関連がございますので、一緒の説明でよろしいですか？

< 事務局長 >

はい。

< 会 長 >

本日の審議会の時間配分についてなのですが、中身の説明が結構あって、約 1 時間程度事務局から説明いただき、その後 30 分程度の質疑応答がよろしいかなと思いますが、よろしいですか。

《「異議なし」の声》

< 会 長 >

それでは、事前説明案件について、事務局より説明を受けます。

< 阿部課長 >

それでは、事前説明案件「札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更と「札幌圏都市計画区域区分」の変更について説明させていただきます。どちらも、北海道が決定する都市計画でございますが、札幌圏域で見直しの素案をとりまとめ、北海道へ提出することとなります。

まず、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、私どもは略して「整・開・保」と言っておりますが、これは、都市計画法第6条の2に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についての規定があり、都市計画区域を定めている都市すべてについて定めるものとなっております。現在の整・開・保は平成16年に策定されております。

「整・開・保」は北海道が定める都市計画で、区域区分、用途地域や都市施設などの具体的な都市計画の根拠となるもので、10年後の都市像を想定した都市の目標、方針、具
体の都市計画などを定めるものです。

又、見直しの時期は概ね5年と言うふうになっておりまして、平成20年度、21年度が見直しの年に当たります。現在見直し作業を進めており、平成22年3月に北海道告示の
予定です。

この、「整・開・保」につきましては、道内で都市計画区域を定め、線引きをしている8
圏域2都市と非線引きの71市町の各々について、北海道が定める都市計画となっております。石狩市は、線引き都市で札幌圏都市計画区域に属しております。札幌圏都市計画区
域は石狩市の他、札幌市、江別市、北広島市、小樽市の一部で構成されております。

見直しの素案の作成につきまして、線引き都市にあってはそれぞれの圏域が作成し、北
海道と協議の上、北海道に提出いたします。又、見直しに当っては平成32年の札幌圏の
まちの姿を想定しておこないます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では法で定めるべき事項が規定されてお
ります、一番目といたしまして「都市計画の目標」、二番目といたしまして「区域区分の決定
の有無及びその方針」、三番目といたしまして「主要な都市計画の決定の方針」となっており
ます。

北海道では、平成16年に整備、開発及び保全の方針を策定しましたが、まちの様々な状
況の変化等に対応するため、平成32年の札幌圏のまちの姿を想定して見直しをおこなうこ
ととしており、北海道が行う都市の現況調査や、北海道の基本方針等を踏まえておこな
います。

次に、見直しによる変更素案のご説明に入りますが、本日、お配りしております素案と新旧対照表は、圏域としてのものをそのままお配りしております。そのため石狩市に関すること以外の記載も多数ございますが、本市に関わる事項のみの説明とさせていただきますのでご理解願います。

それでは見直し素案の説明に入らせていただきます、現行の「整・開・保」と比較しながらの説明の方がご理解いただきやすいと思われるので、整備、開発及び保全の方針新旧対照表を使って石狩市に関連する部分について説明させていただきます。左側「新」の欄が見直し後の素案文書、右側「旧」の欄が現行の「整・開・保」の文章で、太字でアンダーラインが引かれた部分が変更になる部分です。

まず 1 ページの 都市計画の目標 基本的事項 についてですが、札幌圏都市計画区域の範囲について記載されております、石狩市について都市計画区域面積の変更はございません、目標年を平成 32 年としております

次の「2 都市づくりの基本理念」につきましては各市の総合計画を基に記載することとなっております。3 ページの(5)石狩市につきましては、「第 4 期石狩市総合計画」に掲げるまちづくりの将来像との整合を図るため見直しを行っております

次に、4 ページの 区域区分についてですが、区域区分とは市街化区域と市街化調整区域の区分のことです。

都市計画法第 7 条第 1 項第 2 号によりまして、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるものについては、区域区分を定めることとされております。また都市計画法施行令第 3 条により、政令で定めるものとは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域とする。と規定されております、札幌市がこの指定都市に該当いたしますことから、札幌圏は法定で区域区分を定めることが義務づけられておりますので、その旨の記載となっております。

次に、2 区域区分の方針 についてですが、基準年、目標年の見直しに伴って、札幌圏の将来人口、産業規模、市街化区域の規模が変更になっております。

札幌圏の市街化区域の人口は、平成３２年で概ね２１０万９千人と推計しています、このうち石狩市は概ね５万３千人です。

市街化区域の面積は、平成３２年で概ね３２，８８４ヘクタール、このうち石狩市の市街化区域面積は２，７９４ヘクタールで現在の市街化区域面積のままとなります。ただし、「第６回区域区分の見直し」でもご説明いたしますが、石狩湾新港東地区で、公有水面の埋め立て事業を予定しており、この事業が竣工した際に市街化区域への編入をする予定です。

なお、人口の推計、市街化区域の拡大等につきましては「第６回区域区分の見直し」のときに詳しくご説明をさせていただきます。

６ページ以降の「主要な都市計画の決定の方針」についてですが、４つの大きな都市計画の決定の方針に分かれております。

一番目は「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」で、用途地域や特別用途地区などの地域地区と地区計画などの、土地利用の規制・誘導に関する方針です。

２番目は「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」で、道路、下水道、河川、その他、ごみ処理場など都市に必要かつ都市生活に影響のある施設の整備又は位置づけなどに関する方針です。

３番目は「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」で、区画整理事業や市街地再開発事業など計画的な市街地の整備に関する方針です。

４番目は、「自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」で、本来であれば都市施設に含まれる公園を、関わりの深い都市防災や、景観などとあわせて、整備、保全の方針を定めております。

まず、６ページの１「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」についてですが、１４ページまでの（１）「主要用途の配置の方針」、（２）「市街地における建築物の密度の構成に関する方針」、（３）「市街地における住宅建設の方針」、に関しては一部記述の追加、修正と札幌市より中心市街地活性化基本計画に関する記述の追加がありますが石

狩市関連では変更がございません。１５ページの(４)「市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針」「用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針」で、市街化区域内未利用地の利用促進を図るためと、時代の変化に対応した用途の転換や複合化を誘導するための記述として、「特に住居専用地域にある遊休地については、土地利用の基本枠組みを踏まえつつ、用途の転換又は複合化により、周辺住民のニーズを踏まえた生活利便性の向上などの対応を検討する。」の記述と「特に建替更新時期を迎える高度利用住宅地や開発時期の古い郊外住宅地については、時代の変化に対応した再構築を図る為、土地利用計画制度等の運用により、用途の転換や複合化の誘導について検討する。」の記述が追加されております。又、１７ページ(５)「市街化調整区域の土地利用の方針」につきましては、文言の整理の他に、１８ページに、周囲が市街化区域に囲まれている穴抜き市街化調整区域についての記述が追加されております。

次に、１９ページからの２「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」では、文言の整理一部修正のほかに(１)「交通施設」で２０ページに、北海道新幹線に関する記述が追加されております、又、２８ページ「主要な施策の整備目標では事業の完了による削除、新たな事業着手による追加をおこなわれております。３１ページの(２)「下水道及び河川」「基本方針」につきましては、平成１９年７月の社会資本整備審議会の二次答申を踏まえて見直しが行われております。又、３５ページ「主要な施設の整備目標」については主要な事業を時点修正しており、石狩市の関連では、「八幡処理場の新設、本町地区及び花川東地区の幹線管渠の整備」の完了した事業について削除しております。

次に、３７ページ(３)「その他の都市施設」「基本方針」で各市、整備水準の目標について時点修正をおこなっております、３８ページになりますが、石狩市においても市町村合併及び組合の解散、並びに、ごみの有料化に伴い、一部文言の修正削除をおこなっております。

次に、３９ページの３「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」(１)「主要な市街地開発事業の決定の方針」(２)「市街地整備の目標」に関しまして、石狩市

では、「旧役場周辺地区」の市街地再開発事業が完了済み事業でありますので削除しております。

次に、41ページの4「自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」については、都市施設である公園の整備を含め、自然環境の維持保全と利活用に関する方針を示しております。目標年、基準年、目標水準の見直し、一部文言整理、公園名称の追加がなされておりますが、石狩市で見直しておりますことがらは、ございません。

石狩市では、今回の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の定時見直しで、都市づくりの基本理念を「第4期総合計画」との整合を図るための見直しを行っておりますが、他の変更部分については、事業の完了による名称の削除、市町村合併に伴う文言の整理等で大幅な変更はございません。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の定時見直しに係る説明につきましては以上でございます

今後のスケジュールにつきましては、「第6回区域区分の見直し」で、あわせて説明させていただきますので、ご了承願います、それでは「第6回区域区分の見直し」についての説明にはいらさせていただきます。

次に、区域区分見直しについてですが、「区域区分見直し」とは、都市計画法第7条に規定されており、北海道が決定します。これは、都市計画法第6条に規定する都市計画基礎調査に基づき、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更を行うものであります。

見直し時期は概ね6、7年ごとにおこない、今回の「第6回区域区分見直し」は、目標年次を平成32年としています。

区域区分見直しの経緯ですが、当初区域区分は昭和45年7月27日。第1回見直しは昭和53年6月26日。第2回見直しは昭和60年3月7日。第3回見直しは平成3年3月28日。第4回見直しは平成10年3月31日。前回の第5回見直しは平成16年4月6日。今回の第6回見直しは、平成22年3月末を予定しております。

基準年の平成17年で市街化区域面積は2,794haあり、今回変更の予定はありません

ん。

札幌圏都市計画区域は、札幌市、江別市、北広島市、石狩市、及び小樽市の一部で構成されております。

石狩市の都市計画区域は 9,448ha、市街化区域は 2,794ha、市街化調整区域は 6,654ha あります。

次に市街化区域の規模の設定についてですが、市街化区域を編入する場合ですが、市街化区域は将来の都市における人口や産業を適切に収容する規模でなければなりません。

都市における人口や産業の動向、急速な少子高齢化の進行といった現象を総合的に勘案し、特に中心市街地に商業機能や住機能などの都市機能を集積する取り組みが行われている都市にあっては、市街化区域の拡大は極力抑制しなければなりません。

市街化区域は、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域であります。

市街化区域への編入の時期ですが、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、妥当性を十分検討した上で、計画的な市街化が確実なものについておこないます。いわゆる実線編入いたします。

市街化区域を拡大するには、都市の発展の動向や都市計画区域内の人口や産業の将来見通しをおこない、人口フレーム方式によりおこないます。市街化区域に収容出来ない場合において、必要最小限の規模で市街化区域を拡大いたします。今回、石狩市は十分な収容枠がありますので、拡大は考えておりません。

石狩市の基本的な考え方ですが、北海道都市計画マスタープランの「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」に基づき、石狩市では、平成 20 年に持続可能な都市形成を進めるため「石狩市都市マスタープラン」の見直しをおこないました。

石狩市における人口の推計は、都市計画区域内で平成 17 年の調査で 5 万 5 千人、平成 32 年の推計は 5 万 4 千人です。

市街化区域内で平成 17 年の調査で 5 万 3 千人、平成 32 年の推計は 5 万 3 千人となり、

人口が伸び悩みとなっております。

石狩市の基本方針ですが、市街化区域の現状や人口・産業の見通し、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今回の区域区分見直しでは、市街化区域の範囲は、現状の市街化区域内とすることを基本とし、市街化区域の拡大は必要ないものと考えます。

石狩市の人口についてですが、将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、平成１７年・・・６０，１０４人、平成２２年・・・５９，８３８人、平成２７年・・・５８，９０１人、平成３２年・・・５７，４６４人となり、年々人口が減少し、少子高齢化が強まっております。

次に工業ですが、工業出荷額を見ますと、平成２年・・・７０７億円、平成７年・・・７７３億円、平成１２年・・・７７９億円、平成１７年・・・１，０５２億円、平成１９年１，１７６億円となっており、従業者数と合わせ順調に伸びております。

石狩市では、工業にかかわる土地利用の需要に対応するため、また、札幌圏の交易を担う「都市型港湾」である石狩湾新港の後背地を抱え、周辺住宅地の住環境の保護や幹線道路などの交通基盤を踏まえ、工業団地整備を計画的に進めてきました。

現在、６００社を超える企業が操業し順調に臨海産業の形成を進めてきており、需要への対応は、工業団地への誘導をいたします。

商業についてですが、卸小売販売額を見ますと、平成３年・・・１，１３０億円、平成６年・・・１，４８９億円、平成９年・・・２，３２０億円、平成１１年・・・１，７９１億円、平成１４年・・・１，６７８億円、平成１６年・・・１，８６４億円、平成１９年・・・１，６７３億円となっており、石狩市の卸小売販売額は、平成９年まで増加傾向でしたが、近年少子高齢化の進行や情報通信の高度化など、経済構造が急速に変化する中、消費低迷を反映し、卸小売販売額は横ばい状態が続いております。

土地利用状況についてですが、石狩市の市街化区域２，７９４ｈａの内、利用地は約１，８９６ｈａで、未利用地は約８９８ｈａあります。その未利用地の内、人の住める可住地は約２５６ｈａで、非可住地は約６４２ｈａあります。土地利用に関しては十分余裕があ

り、住居系、商業系、工業系それぞれの利用に応じて誘導が可能です。

次に保留地区ですが、区域区分制度の弾力的な運用を図るため、必ずしも人口フレームに相当する面積の全てを設定するのではなく、市街化の見通しが確実な区域のみ、計画時に市街化区域に編入し、残面積に相当する人口を保留することができ、特定保留と一般保留があります。

特定保留とは、農林漁業との調整を行い、編入予定区域の位置を明らかにした上で人口フレームを保留するものであり、工業等業務予定区域については「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置を記載します。

一般保留は、特定保留以外で計画の熟度等が不十分であるため、将来農林漁業と必要な調整を行った上で編入することを前提として位置づけるものであり、両方とも事業が明らかになった時点で編入いたします。

今回の区域区分の見直しでは、石狩湾新港において、「東地区ふ頭用地」面積2.3haの整備計画があり、「特定保留」として位置付けたいと考えます。

図面、上の方に赤く、ふち取りしている部分ですが、石狩湾新港の東ふ頭で、地区名「新港東地区」の特定保留でございます。

次のページをご覧ください、現在、石狩湾新港では、海洋レクリエーション需要が増大しており、また、近年の釣りブームなどから遊魚船の利用客が急増し、既設ふ頭内での係留が困難になってきていることや、それら利用者の駐車スペースの不足など様々な問題が生じています。石狩湾新港管理組合では、それらの問題を解決するため、公有水面埋立事業による、ふ頭用地の完成を目指しています。

公有水面埋立事業による竣工認可を平成24年度に受ける予定から、接続する臨港道路用地、防波堤用地等と共に市街化区域へ編入し、都市的土地利用を図るべき地区であります。第6回区域区分見直しにおいては、竣工認可まで時間を要することから特定保留地区へ位置付けし、竣工認可を受ける段階で保留解除し、市街化区域へ編入するものであります。

最後に区域区分の見直し方針についてですが、市街地の現状、人口、産業の見通し、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、今回の区域区分見直しに係る石狩市の方針を以下の通り定めます。

１つは、市街化区域の拡大は必要ないものと考えます。

１つは、特定保留「新港東地区」面積２．３ｈａの１箇所を位置付けします。

今後のスケジュールですが、昨年１２月２日に市の都市計画審議会で事前説明をおこない、今回２回目の事前説明となっております。この後、来月の７月に、本審議会に諮問することとなっており、答申を頂いた後、８月に北海道へ素案を提出いたします。

１０月には札幌圏の公聴会が北海道主催でおこなわれ、１１月に北海道都市計画審議会の予備審の後、平成２２年の１月に案の縦覧を２週間おこない、２月に北海道都市計画審議会の本審を経て、平成２２年の３月に決定告示の運びとなっております。

以上で「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しと「第６回区域区分見直し」の事前説明を終わります。

< 会 長 >

事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご意見ございますか。

< 酒井委員 >

３ページの(５)の石狩市の新しい所、これは市の新しい総合計画をそのまま入れたの？

< 萩原主査 >

はい、そうです。第４次総合計画に即した形でそのままです。

< 酒井委員 >

あの文章には、思いやりとか、共に作るという言葉は消えたの。・・・
思いやりが無くなったのかな。

< 萩原主査 >

第４次総合計画に即した形で修正しております。

< 櫻庭委員 >

前回の総合計画では、思いやりという言葉が入っていましたが、今回の最新の総合計画が出来た時点で、今アンダーラインを引いている言葉に切り替わりました。それで今回は総合計画にのっとった言葉をここにもってきています。

< 酒井委員 >

市民生活には、それほど問題はないでしょう。

< 会 長 >

基本的には変わらないと言う事でしょう。

< 酒井委員 >

この全体中では、石狩部分はあまりないでしょう。

< 櫻庭主査 >

今、ご説明申し上げたところしか石狩市の場合、全体から見ればわずかな部分になってしまいます。

< 酒井委員 >

審議して、議論すると言う事はなさそうな気がしますけど。

< 阿部課長 >

内容的には、文言の整理が大半で、それと今まで有った分が完了して全部削除されてしまっていて、ほとんど内容的には変っていないと言う事です。

< 会 長 >

はい、どうぞ。

< 米林委員 >

石狩市の人口で、腑に落ちない点が有るのだけれども、国立社会保障・人口問題研究所の推計によるとということなのだけれども、札幌より石狩の方の人口が減るのが少し遅れてきているよね。札幌の方がもっと早くおちてくるのではないのかな。

< 櫻庭主査 >

札幌は、わりと今現在は上がっているのです。つい最近は、１９０万都市になっているのですけれど、波がある物ですから、我々の人口と札幌の人口は、少し違うだけで札幌の場合は何千人にもなるんですけれども、ここは人口問題研究所と云う所は、全国のほとんどの市町村を推計しています。それで今回、最新の発表になりまして、その中で石狩市の場合はこういう推計になりました。

それで、札幌、江別、小樽、それぞれ出しています。その中では、石狩市は少し、先ほど示したような人口現象になっております。

< 米林委員 >

すごく早く、どんどんと。

< 櫻庭主査 >

最初に、下がっています。ところが札幌市は、ある程度上がりながら、将来は下がるのですけれども、いったん上がりながら下がるのと、もう下がりつつ有るのと、少し違って来ます。

< 米林委員 >

石狩はこんなに、人口が下がるとは私は思わないだよな。樽川、緑苑台、この地域は結構ある意味どんどん子供さん達が増えている、年寄りがどんどん亡くなっていく、子供が生まれてくる。

< 阿部課長 >

推計自体が今現在、石狩市のベースの数字が一致しているかというと、一致はしていないのです。調査の年度によってそこを基準としていますので、その違いはどうしてもあります。

< 米林委員 >

正確で無いのは分るのだけれども。余りにも大きすぎるので、あと１０年後には、５万７千になるのかと。

< 櫻庭主査 >

石狩市の場合は、平成１９年の１２月に６１，４７３名を記録されています。これがピークになっています。それから波打つように増えたり減ったりしますが、若干、減り気味になります。ただ、今、言われたとおり人口問題研究所は最初から落として来ています。

ただ実際問題、石狩市の人口はそれほど人口問題研究所が推測する以上に緩やかになっています。かえって他の江別市、北広島市とか、江別市は人口問題研究所は、緩いですが、逆に実際問題かなり落ちているんです。人口問題研究所はあくまでも参考として取り上げていますので、実際問題どうかと言うと結構ずれが出ております。石狩市の人口に関しては人口問題研究所が推測する以上に落ちてはいたしません。札幌市は人口問題研究所に関しては、平成27年がピークになっています。それから落ちると言うことです。でも、ほとんどの日本のデータの97パーセント位は、平成32年、今回の目標なんですけれども減少すると言う事になっています。

< 米林委員 >

日本全体の人口がだんだん減少するのは事実だし、最終的には20年、30年後には数千万人位の数字にはなるのかなと。

< 会 長 >

はい、どうぞ。

< 石川委員 >

特定保留の新港東地区とありますが、既にある場所でこれから作る場所ではないのですか。

< 櫻庭主査 >

これから作る場所です。有ると言う事になれば、今回同時に市街化区域に編入出来たのですが、それがまだ海なものですから、公有水面を埋め立て完成した時点で編入すると言う事で、それまで保留すると言う特定保留に位置付けしているんです。

< 石川委員 >

今は海という事。はい、分かりました。

今の続きですけど、実際の開発計画はいつ位か、決っているのですか。

< 櫻庭主査 >

それは既に、埋め立ての免許をもって実際着工しています。それで今、石狩湾新港管理組合で施工します。それは北海道なり石狩市、小樽市など協同で行っている組合ですけども、そこで既に埋め立て免許を取って、今少し完成まで時間がかかるという事で、完成した後、手続きに入ると言うことです。

< 石川委員 >

用途は、どの位に。

< 櫻庭主査 >

平成 24 年を目標にしています。

< 石川委員 >

はい、分かりました。

< 米林委員 >

今の埋立地の大体の場所というのは、朝市のところですか。

< 櫻庭主査 >

朝市の向いというか、朝市のちょうど裏が水面になっています、その外側に防波堤のように細長くなっていますね、そこにつきます。

< 会 長 >

今、工事費は順調に付いているのですか。

< 櫻庭主査 >

前回、実は手を挙げて特定保留をくんでいるんです。1回、それで途中この不況ですからストップがかかったのです。それでストップかかって埋め立て免許はそのまま持続して延長している状況です。それで今回どうしますかと言う事で、石狩湾新港管理組合の方からもう一度挙げさせてくださいと言う事で手が挙がりました。それで、平成24年を目途に予算付けをしながらやりますということなものですから。しかし今は中断している状況です。

< 会 長 >

その背景としては、港が取り扱う量とか金額とか、工業団地の生産額とかその物が上がれば、そういう事は必要だねと。

< 櫻庭主査 >

そうですね。全体的に活力がある状況にならないければ、港湾自体も縮小された状態に今なっていますので、中々、前回の見直しの期間の中では完成出来ないと言う事です。それで、今回の第6回の区域区分の見直しの時に是非完成させたいと言う事です。

< 石川委員 >

以前から、計画の有ったレジャーボート等の港ですね。

< 櫻庭主査 >

そうです。

< 石川委員 >

はい、分かりました。

< 会 長 >

石狩は統計データで5ページを見ると、卸小売り販売額が年度によって1割程度デコボコしていますね。

< 櫻庭主査 >

平成9年がピークでしたけれども。

< 会 長 >

同じページで、従業者数は順調に増えていますが。

< 櫻庭主査 >

順調に工業系に関しては、工業的な出荷額も増えていきますし、それに比例して従業者数も増えて行きますが、卸小売業の方はそうはいかなくて、波があるという事です。

< 会 長 >

ここでいう、従業者数は石狩市に住んでいる人の従業者ですね。

< 櫻庭主査 >

工業に関した従業者数です。結構、札幌から来て。

< 会 長 >

入ってきたその数ですね。

<会 長>

こんなところでよろしいですか。

次回は諮問という形をとるのですか

<事務局>

はい

<会 長>

他に意見はありませんか。

《「意見なし」の声》

<会 長>

意見がないようですので、事前説明案件の終了いたします。

それでは、今回の議事録の「確認・確定」については、会長の私と、石川委員で行いたいと思います。石川委員、宜しいでしょうか。

それでは、長時間にわたり、ご熱心な議論、貴重な意見、誠にありがとうございました。また、各委員におかれましては、現体制での審議会は本日が最後であります。皆様のご協力により無事会長職を努めさせていただきました。この場をおかりしましてお礼申し上げます。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

引き続き、事務局長の方から連絡事項がございます。

<事務局長>

本日説明させていただきました、「札幌圏都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」と「札幌圏都市計画・区域区分の変更」につきましては、新たな体制での都市計画審議会において諮問を予定しております。

次に、都市計画審議会委員の任期満了についてですが、本年6月30日をもちまして各委員の任期が満了となります、このことから、先ほど会長からお話しがありましたが、現体制での審議会開催は本日が最後になろうかと存じます。これまでの間、会長はじめ各委員の皆様には精力的なご審議、ご意見をいただき、本市のまちづくりに大変なご尽力を賜りましたことにつきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

本当にありがとうございました。

平成21年 6 月30 日議事録確認

石狩市都市計画審議会

会 長 堂 柿 栄 輔 

委 員 石川 健 二 